

# 加西市立北条東小学校いじめ防止基本方針

加西市立北条東小学校

## 1 本校の方針

本校は、「夢や希望をもって、たくましく生きる児童の育成」を学校経営方針とし、「夢」や「希望」を抱き、「人」・「もの」・「こと」とのつながりを意識することでよりよい対人関係を構築し、心身ともに健康で、豊かな感性をもって自立した児童を育てることをめざしている。

すべての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 基本的な考え方

本校は、加西市立北条小学校のマンモス化に伴い、平成2年に分離独立し、今年度で創立から34年目を迎え、さらなる発展を目指している。市内のはば中に位置し、利便性もあり、人口が集中している校区である。

本校は、開校以来、家庭・地域との連携を図り、児童の基礎的・基本的な学力向上を図り、基本的な生活習慣の確立をめざし、体験活動を充実させるなどの教育活動に取り組んできた。

いじめについては、「いじめは、どの学級でも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、児童の学校生活や家庭生活の状況を敏感にキャッチし、児童の微妙な変化に対応している。常に、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壤づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめ防止等を包括的に推進する。

## 3 いじめ防止等の指導体制等

### (1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

#### 別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

#### 別紙2 チェックリスト

### (2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間指導計画を別に定める。

#### 別紙3 年間指導計画

### (3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

#### 別紙4 組織的対応

## 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連續して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長は教育委員会と協議の上適切に判断し、その事実確認並びに解決を図るために必要な調査、審査又は関係者との調整（以下「調査等」という。）を実施する。

### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、加西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するとともに、教育委員会と協議の上、調査主体を決定する。調査主体が学校の場合は、校長がリーダーシップを発揮し、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する保護司や民生児童委員、人権擁護委員等の外部人材を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。調査主体が教育委員会の場合は、加西市子どものいじめ防止等に関する条例（平成27年加西市条例）の趣旨に基づき、加西市子どもいじめ問題対策審議会の調査等においては、一日も早い解決に向けて最大限の協力をする。

## 5 その他の事項

誰からも信頼される学校をめざしている本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、保護者・地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、教育相談や家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるように留意する。また、保護者・地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、意見を積極的に聴取するように留意する。